

名古屋市農業委員会 令和3年第11回総会 議 事 録

- 開催日時 令和3年11月22日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後2時43分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	9 人	出 席 数	10 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）6人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第73号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第74号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第75号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第76号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第77号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第78号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第79号議案 遊休農地の認定について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

② 意見書等作成にかかる選出委員について

(4) その他

(5) 閉会

令和 3 年第 11 回総会 委員出欠状況

出席農業委員（10名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員		
3 番	原 田 晴 充 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
		6 番	石 田 正 彦 委員
7 番	川 本 美 幸 委員		
9 番	布 目 巳佐子 委員	10 番	二 村 利 久 委員
		12 番	岩 田 公 雄 委員
13 番	清 水 久 一 委員		
		16 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（6名）

		18 番	山 口 儀 明 委員
19 番	若 松 邦 義 委員	20 番	木 村 幸 廣 委員
23 番	安 井 正 敏 委員		
		26 番	竹 川 孝 司 委員
		28 番	安 井 秀 樹 委員

令和 3 年第 11 回総会（令和 3 年 11 月 22 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 3 年第 11 回総会を始めさせていただきます。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 3 年第 11 回総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 73 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 79 号議案「遊休農地の認定について」までの 7 議案の審議を行います。また、報告事項を 2 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 9 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 6 人のご出席でございます。 次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、石田正彦委員及び横井庸一郎委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 73 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請についてについて審議を行います。

議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、すべて地区課長より報告してもらうことといたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 3-5 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課
長

受付番号 3-5 の農地につきまして、11 月 2 日に担当委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。

本件は、譲渡人が農業経営規模の縮小を、譲受人は農業経営規模の拡大のため、申請がなされたものです。

申請のあった 2 筆は、すべて田で、水稻が作付けされ、良好に管理されていました。

また譲受人が現在耕作している農地についても、すべて良好に管理されており、申請地についても適切に管理されていくことが見込まれます。

本件につきましては、許可することについて、何ら問題はな

	いと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-10 について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	受付番号 4-10 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、11 月 5 日に調査した結果を報告します。 本件は、譲渡人が、農地を所有権移転するために許可申請されたものです。 申請地の港区新茶屋四丁目の 1 筆は田で、稲刈り後の状況で、良好に管理されていました。 なお、譲受人の経営農地は、区画整理事業により作止め中の 8 筆以外、すべて良好に肥培管理されていることを確認しており、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。 以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。 それでは、第 73 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。

議長（会長）	ご異議なしと認め、第 73 号議案の案件は、許可することといたします。 次に、第 74 号議案、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-5 について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	受付番号 4-5 につきまして、担当委員及び事務局職員とで、11 月 5 日に、調査した結果をご報告します。 転用の内容は、分家住宅を建設し、使用貸借権を設定するものです。借受人は現在、区内の賃貸住宅に居住していますが、子供が生まれ、家財道具が増え、手狭となったため、自己住宅の建築を考えるようになりました。将来的に両親の手伝いのできる、土地で選定するも適地がなく、貸出人である父の土地に建設することになり、今回の申請に及んだものです。 申請に係る農地、港区新茶屋四丁目の 1 筆は、農地区分が白地の 3 種農地の畑で、転用許可するに問題ないと判断できる農地です。 申請地の状況は畑で、エダマメが作付けされておりました。その周囲の状況は、北と西側は畑、南と東側は水路となっており、茶屋後土地改良区からの排水同意書もあり、周辺農地への被害の防除には配慮するとのことでした。 また、茶屋後土地改良区の意見書があることや、借受人は、資金調達に必要な資力・信用があること、住宅都市局開発審査係にも開発許可を申請していることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。 以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いま

	すので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 74 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 74 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 75 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 2-9 から 2-12 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。
西部・守山 農政課長	受付番号 2-9 から 2-12 の農地について、11 月 4 日と 5 日にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。 受付番号 2-9 は田で、水稻収穫済みでした。申請者の父がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。 受付番号 2-10 は 2 筆とも畑で、ニンジン、白菜、大根が作付けされており、申請者の母がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。

受付番号 2-11 は畑で、大根、白菜、キャベツが作付けされており、申請者ご自身が体調を崩されるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。

受付番号 2-12 は 2 筆とも畑で、にんにくが作付けされており、申請者の母がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-5 及び 3-6 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

受付番号 3-5 及び 3-6 の農地につきまして、11 月 1 日と 2 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-5 は、願出者の父が持病の悪化により、農作業が不可能になったことを受け、主たる従事者の証明願いが出されたものです。なお、病状については事務局が医師の診断書と本人との面談により確認しております。

願い出のあった中川区かの里二丁目の 2 筆の田には水稻が稲刈り後の状態で良好に管理されておりました。

このことから、農作業への従事が困難になるまで、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。

つづきまして、受付番号 3-6 は、願出者が持病の悪化により、農作業が不可能になったことを受け、主たる従事者の証明

願いが出されたものです。なお、病状については事務局が医師の診断書と本人との面談により確認しております。

願い出のあった中川区法華西町の 1 筆の畑にはブロッコリー、大根、ほうれん草が作付けされ良好に管理されておりました。

このことから、農作業への従事が困難になるまで、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。

証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 75 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 75 号議案の案件は、証明することといたします。

次に、第 76 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-40 から 1-43 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長	受付番号 1-40 から 1-43 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、11 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-40、天白区焼山二丁目の 1 筆には、ニンジンや白菜、キャベツなどが、栽培されていました。 受付番号 1-41、天白区池見二丁目の 1 筆には、ミカンが、表山三丁目の 1 筆には梅が、元八事二丁目の 1 筆には柿、ミカン、梅が、栽培されていました。 受付番号 1-42、瑞穂区岳見町 3 丁目の 1 筆には、甘薯やニンジン、ブロッコリーなどが、受付番号 1-43、天白区植田本町二丁目の 1 筆には、ニンジンや大根、白菜などが、同 1 筆には、ミカンのほか、ブロッコリーやさといもなどが、栽培されていました。 いずれも、畑や果樹畑として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-28 から 2-32 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。
西部・守山農政課長	受付番号 2-28 から 2-32 について、11 月 4 日と 5 日にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。 受付番号 2-28 は田と、一部畑で、田は水稻収穫済み、畑は豆、ほうれん草、大根等が作付けされていました。 受付番号 2-29 は田と、一部畑で、田は水稻収穫済み、畑はタマネギ、ブロッコリー等が作付けされていました。

受付番号 2-30 は畑で、ナス、カボチャが作付けされていました。

受付番号 2-31 はすべて田で、水稻収穫済みでした。

受付番号 2-32 は、喜多山二丁目の 2 筆が田で、水稻収穫済みでした。太田井の 2 筆の畑は、にんにく、タマネギ、ジャガイモが作付けされ、大谷町の 2 筆の畑は、ニンジン、大根、白菜が作付けされていました。

いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-17 から 3-19 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

受付番号 3-17 から 3-19 の農地につきまして、11 月 2 日及び 5 日に、担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-17 の中川区江松四丁目の 1 筆の田は、稲刈り後の状態で、良好に管理されていました。

受付番号 3-18 の中川区万場一丁目の 1 筆の畑には、ミカン、キャベツ、大根が、万場二丁目の 2 筆の畑には、ミカン、ミズナ、さといも等が作付けされており、良好に管理されていました。

受付番号 3-19 の中川区大当郎三丁目の 2 筆の畑にはニンジン、大根、ジャガイモ等が作付けされ良好に管理されていました。

	以上につきまして、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
	特にないようです。それでは、第 76 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 76 号議案の案件は、証明することといたします。
	次に、第 77 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。
	それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-5 及び 1-6 について東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農政課長	受付番号 1-5 及び 1-6 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、11 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 はじめに、受付番号 1-5 願い出の瑞穂区松栄町 1 丁目の 9 筆は、亡くなられた所有者の妻が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。 申請地の、松栄町 1 丁目の 3 筆には、一体で、梅や柿、栗が、同 3 筆には、一体で、ミカン、梅が、同 3 筆には、一体で、ミカン、梅が、栽培され、良好に管理されていました。

また、自ら耕作されていることを確認し、これまでも農作業に従事されており、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。

次に、受付番号 1-6 願い出の天白区野並三丁目の 2 筆は、被相続人とその妻の共有で、被相続人が、亡くなられたため、長女が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。

申請地は、一体で、柿のほか、レタスやネギなどが栽培され、良好に管理されていました。

また、自ら耕作されていることを確認し、これまでも農作業に従事されており、さらに母の協力も得られるということで、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。

以上のことから、これら 2 件につきまして相続税の納税猶予の適格者とするに、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 77 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 77 号議案の案件は、証明することといたします。

次に、第 78 号議案、相続税の納税猶予に係る利用状況の確

	認について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。 受付番号 4-10 及び 4-11 について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	受付番号 4-10 及び 4-11 につきまして、11 月 4 日に、担当委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。 本件は、受付番号 4-10 及び 4-11 の相続人が、納税猶予の適用を受けている農地について、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。 受付番号 4-10 の 8 筆のうち 3 筆は畑で、良好に管理されておりました。 また、受付番号 4-10 の 8 筆のうち 5 筆及び 4-11 の 5 筆は田で、良好に管理されておりました。 また、この農地は、相続人が相続して以来、所有者自らが農地として管理されてきたことを確認しました。 以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 78 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 78 号議案の案件は、証明することといたします。

次に、第 79 号議案、遊休農地の認定について、審議を行います。

配付資料①の「遊休農地の取扱いについて」という資料をご覧ください。

はじめに、表の右側をご覧ください。こちらが、遊休農地の認定の流れとなっております。まずは 8 月頃に実施していただいた利用状況調査から始まります。その結果、管理不良であった筆については各地区協議会で取扱いを協議しております。

その協議により、遊休農地として認定すべき農地とされた筆が、本議案における審議の対象となります。審議の結果、遊休農地と認定された筆については、今後、利用意向調査を行っていくこととなります。

これまでの遊休農地の認定状況につきましては、配付資料の②-1 をご覧ください。令和元年度と比較して、令和 2 年度は増加しており、令和 3 年度についても、令和 2 年度と比べて 6 筆 1, 047 平米増加しております。

配付資料の①に戻りまして、表の左上をご覧ください。こちらは昨年度に認定した遊休農地の流れになります。遊休農地に認定された筆については、まず、利用意向調査によって所有者の意向を把握します。その後、農地管理の改善がなされていない時は、農地中間管理事業の活用を検討する対象となります。

そして、表の左下になりますが、農地中間管理機構の借受け

	の基準に適合するにもかかわらず、正当な理由なく貸出しの申込みが行われない農地は、勧告を受けます。今年度は、勧告に至った農地はありません。勧告に至らなかった農地の状況が、配付資料の②-2 となります。 それでは、遊休農地の認定についての審議に入りますが、議案に入る前に、昨年度認定された遊休農地のうち、これまでに改善された事例が 8 件ございましたので、地区農政課長から報告していただきます。配付資料の②-3 をご覧ください。 まずは、西部・守山農政課長、お願いいたします。 西部・守山の 1 について報告します。 該当地は、平成 30 年度に遊休農地に認定されております。 令和 2 年 10 月に指導文書を送付、それ以降、月に 1 度ほど連絡を取り指導を続けてまいりました。 令和 3 年 4 月より、改善の目途が立ち、5 月には草刈り、その後、田として水稻が作付けされ、現在も良好に管理されております。 以上でございます。
西部・守山 農政課長	
議長（会長）	ありがとうございました。次に、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課 長	中川農政課管内では、2 筆遊休状態が解消されました。 まず、中川 1 についてです。 当該地は、平成 30 年度に遊休農地に認定されましたが、昨

年 9 月に利用権が設定され、現地は白菜などが植えつけられ、良好に管理されております。

次に、中川 2 についてです。

当該地は、平成 27 年度に遊休農地認定されましたが、昨年 12 月の農業委員会総会で転用許可がなされ、現在は非農地となっております。以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

港区では、9 月 27 日に地区協議会を開催し、農業委員、農地利用最適化推進委員の 7 名の委員により、いずれの筆が遊休農地の解消になるかを協議しました。その結果について、ご報告いたします。

昨年度は遊休農地が 33 筆ありましたが、1 筆を遊休農地の解消候補にすると協議しました。

農地一覧の港 1 は、所有について本人と土地改良区の間で所有権の見解に相違があり、そもそも遊休農地について協議ができない状況ですので、遊休農地の指定を取り下げたものです。

また、農地一覧の港 2～5 の 4 筆について、地区協議会においては、引き続き遊休農地とするものに認定しましたが、耕作について指導を継続したことにより、状況が改善したため、直前ではありますが、遊休農地の指定を取り下げるものです。

なお、この 4 筆について継続指定を取り下げる旨は、各委員と協議済みです。

港地区からの報告は以上です。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご説明いただきましたが、何かご意見等はございますか。 特にないようです。 それでは、審議に入りたいと思います。議案の 11 ページをご覧ください。はじめに、東部・緑地区の遊休農地の認定について、東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農政課長	それでは、10 月 26 日に開催いたしました東部・緑地区協議会において、いずれの筆を遊休農地とするかについて協議しましたので、その結果をご報告させていただきます。 担当委員さん及び事務局職員による利用状況調査の結果を踏まえ協議したところ、令和 3 年度につきましては、昨年度までに遊休農地に認定済みの 14 筆、及び今年度新たに遊休農地と認定すべきものが 12 筆、合計 26 筆が、農地法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地に該当するとの判断にいたりました。 それでは、議案とともに、配付資料もあわせてご覧ください。 初めに、番号 1-1 から 1-5 につきましては令和元年度に、また、番号 1-6 から 1-14 につきましては令和 2 年度に、それぞれ遊休農地に認定されましたが、いずれも状況が改善されておりました。 次に、今年度新規の、番号 1-15 から 1-26 につきましては、農地所有者はすべて同一人で、合計 12 筆、4,924 平米の生産緑地です。 番号 1-15 から 1-19 と、番号 1-21 から 1-26 は、それぞれ一団の生産緑地を形成しており、番号 1-20 は、他の一団の生産

緑地の一部となっています。

以前は、現所有者と現所有者の母親により、田や畑、あるいは果樹畑として管理されていました。

しかし、令和2年1月に母親が他界してからは、本人も体調を崩したこともあり、農地としての管理が難しくなり、これら12筆の生産緑地は雑草繁茂の状態となりました。

これまで所有者に対し指導を行ってまいりましたが、所有者自身、体調が悪く、改善はされませんでした。

現在も雑草繁茂の状態であり、所有者と面談し、今後の管理計画を確認したところ、今年度内に良好な管理状況にすることは、困難であるとのことで、改善が見込まれない状況です。

以上、これらの生産緑地26筆は、農地法第32条第1項第1号の規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」であるとの結論に至りました。

なお、いずれの農地も、納税猶予の対象筆とはなっておりません。

よろしくご審議下さいますよう、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、西部・守山地区の遊休農地の認定について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山
農政課長

それでは、10月20日に開催いたしました西部・守山地区協議会において、いずれの筆を遊休農地とするかについて協議しましたので、その結果をご報告いたします。

事務局及び地区担当委員による利用状況調査の結果を踏まえ協議したところ、まず、今年度新たに遊休農地とすべき筆はありませんでした。

次に、昨年度までに遊休農地に認定済みの中村区の 1 筆、守山区の 49 筆、合計 50 筆については、いずれも昨年度と同様に、耕作がされておらず、かつ雑草雑木の繁茂等もあり、農地の遊休状態が改善していませんでした。

よって、これら 50 筆は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号の規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」であるとの結論に至りました。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、中川地区の遊休農地の認定について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

それでは、10 月 26 日に開催いたしました中川地区協議会において、いずれの筆を遊休農地とするかについて協議しましたので、その結果をご報告いたします。

事務局及び地区担当委員による利用状況調査の結果を踏まえ、協議したところ、令和 3 年度については、昨年度までに遊休農地に認定済みの 8 筆と新たに遊休農地とすべきものが 1 筆の計 9 筆について農地法第 32 条第 1 項第 1 号の規定による遊休農地に該当するとの結果に至りました。

では、配布資料をご覧ください。

昨年度までに遊休農地に認定済みである 3-1 から 3-8 の 8 筆について、いずれも昨年度と同様に、耕作がされておらず、かつ、耕作再開が見込まれず、農地の遊休状態が改善していま

せんでした。

また今年度新たに遊休農地に認定する予定の 3-9 については、今年度初めに現地を確認した際、雑草が繁茂しているのを確認し、改善する旨の指導を行ってまいりましたが、改善が見られませんでした。

よって、これら 9 筆は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号の規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」であるとの結論に至りました。

なお、いずれの農地も、納税猶予の対象筆はありません。

以上、よろしくご審議下さいますよう、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、港地区の遊休農地の認定について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

港区では、9 月 27 日に地区協議会を開催し、農業委員、農地利用最適化推進委員の 7 名の委員により、いずれの筆が遊休農地の候補になるかを協議しました。その結果について、ご報告いたします。

昨年度は、遊休農地が 33 筆ありましたが、28 筆が継続、今回新たに 1 筆を遊休農地に認定候補にすると協議しました。

これから、ご報告する農地は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号に該当する農地です。

また、すべてが市街化調整区域で農振区域に位置しています。

それぞれ、お手元の写真も、参考にご覧ください。

まず、番号が 4-1 から 4-28 につきましては、昨年度、すでに遊休農地に認定されたものです。これら 28 件について、まとめて説明いたします。

いずれの農地も、指導を継続してきましたが、写真のとおり、雑草や樹木が生い茂って、改善の兆しが無い状態です。

4-29 につきましては、田で除草実績も確認できず、長い間放置され雑草や樹木が多数生い茂っている状況です。

耕作勧奨してきましたが、解消される見込みがないことから、遊休農地の認定の議案に上げました。

港地区からの報告は以上です。よろしくご審議下さいますよう、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。只今の各地区からのご報告について、何かご意見、ご質問はございますか。

特にないようです。それでは、第 79 号議案の各案件につきましては、各地区協議会からのご報告の通り、遊休農地に認定することとしてよろしいかお諮りします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 79 号議案の各案件につきましては、ご報告のとおり遊休農地に認定いたします。

本日より予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告(1)「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和3年10月1日から令和3年11月1日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1ページから12ページにかけまして、農地法第3条の3の規定による届出が20件

続いて、13ページから23ページにかけまして、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出が31件

続いて、24ページから55ページにかけまして、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが88件

続いて、56ページから60ページにかけまして、同じく、農地法第5条転用届出のうち賃借権設定に係るものが13件

続いて、61ページから63ページにかけまして、同じく、農地法第5条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが8件

続いて、64ページですが、転用届出に係る訂正願が1件

続いて、65ページですが、農地の転用事実に関する照会が1件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長(会長)

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

	特にないようです。続きまして、報告（２）「意見書等作成にかかる選出委員」について、事務局、お願いいたします。 右肩に報告（２）と書かれております「令和５年度名古屋市農業施策等に関する意見書案等作成にかかる検討委員名簿」をご覧ください。 こちらに記載されております委員の皆さまによって、今後拡大運営委員会を通して検討していきたいと考えております。 第１回目に関しては、この総会のあと開催する予定でございます。そのあと数回検討を重ねまして、来年５月頃は意見書として確定させていただきたいと考えております。総会には随時報告させていただくとともに、ご意見を賜ることもあらうと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 なお、令和５年度とございますけれども関係各部署に予算を反映することを目的のひとつとしてございますので、翌年度に対する意見書というかたちをとっておりますので令和５年度となっております。以上でございます。
議長（会長）	ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。 報告については以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。
農政係長	右肩に配付資料④と記載しております資料をご覧ください。「令和４年度総会日程（案）」でございます。 今年度同様、原則２０日に開催する予定でございます。土日祝日にあたる場合は、後ろ倒しを予定しております。いずれも午後２時からこちらの西庁舎１２階の１２Ｃ会議室で開催する予

定でございます。

例年通り 5 月と 1 月につきましては、月初に大型連休があるということもございますので、それぞれ 25 日とさせていただいております。

来年度の日程でございますけれども、あらかじめ日程の調整をいただけますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（会長）

その他、何かありますでしょうか。

特にないようです。

それでは、以上をもちまして、令和 3 年 11 回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後 2 時 43 分）